

*** マタニティ応援金 ***

<p>支給額</p>	<p>妊婦一人あたり 5万円 ※当面は現金での支給を予定していますが、今後変更する場合があります。</p>
<p>対象者</p> 	<p>次の①～③すべてに当てはまる方</p> <p>① 令和5年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦 ② 妊娠の届出時に面談を受けた妊婦 ③ 他の自治体で「国の出産・子育て応援給付金事業」による給付金（現金やクーポンなど）の支給を受けていない妊婦</p> <p>・申請者は、申請日時点で辰野町の住民基本台帳に記載がある場合に支給対象となります。</p> <p>① 辰野町で妊娠の届出をし、面談を受けます。 ② マタニティ応援金の申請*（電子申請）、アンケート（書面）に回答します。 ③ ご指定の口座にマタニティ応援金を振り込みます。（振込日はメールで連絡します） *マタニティ応援金の申請は妊婦の名義で行ってください。</p>
<p>申請方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請は電子申請（オンライン申請）のみです。 電子申請の方法は、裏面「電子申請の方法について」をご確認ください。 振込口座には、申請者と同一名義の口座情報を入力してください。 添付書類として振込口座の画像をご提出ください。金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人のわかる通帳等をスマートフォン等で撮影した画像で、鮮明に写っているものとします。ネット銀行で通帳等ない場合は、Web画面の写しで結構です。 申請は妊娠中に必ず行ってください。子どもが生まれたあとの申請は、特別な事情がある方を除いて受け付けられませんのでご了承ください。 申請は下記のアドレスまたはQRコードからアクセスしてください。 https://apply.e-tumo.jp/town-tatsuno-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30281 
<p>問合せ先</p>	<p>辰野町役場 子育て応援課 母子保健係 住所：辰野町中央1番地 電話：0266-41-1111 E-Mail：kosodate-b@town.tatsuno.lg.jp</p>

電子申請の方法について

マタニティ応援金の申請には、ながの電子申請サービスを利用しています。電子申請は LGWAN 回線を利用しており、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークです。

申請手順は以下のとおりです。

- QRコードを読み込むか、URL からインターネットにアクセスして、画面の指示に従いログイン等を行ってください。
- 「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」…利用者登録をしなくても申請可能です。
- 「既に利用者登録がお済みの方」…過去に利用者登録をしたことがある（電子申請システムの利用者 ID がある）場合は、ID とパスワードでログインします。
- 内容を確認いただき、「同意する」を押してください。
- それぞれの項目に入力してください。必須項目は必ず入力してください。
- 画像の添付方法については、別紙の「画像等の添付方法について」をご確認ください。
- 利用環境 (OS、Web ブラウザ) により正常に動作しない場合があります。その場合はお手数ですが、お電話いただくか、メール (kosodate-b@town.tatsuno.lg.jp 宛まで) でご連絡ください。
- それぞれの項目に入力したら送信してください。入力漏れがあると送信できません。
- 申請すると、「受理完了通知メール」が自動メールで送信されます。

迷惑メール対策などでメール設定してある場合、メールが受信できない場合があります。その場合は、town-tatsuno-nagano@apply.e-tumo.jp を受信できるように設定してください。

マタニティ応援金 Q&A

❓ マタニティ応援金の申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

ⓐ 妊娠届出時の面談を受けた妊婦が申請者となります。

❓ マタニティ応援金の振込口座を、対象となる児童の父親名義の口座とすることはできますか。

ⓐ 振込口座は、申請者（妊娠届出時の面談を受けた妊婦）の本人名義の口座に限ります。やむを得ず、別の方の口座への振込みを希望する場合は、委任状の提出が必要です。

❓ 妊娠届を提出し辰野町で面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合、辰野町又は転出先の市町村のどちらへマタニティ応援金の申請をすればいいですか。

ⓐ 申請日時時点で住民基本台帳に記載がある市町村で支給となります。ただし、転出先の市町村へ申請する場合は、改めて面談を受けていただく必要があります。

❓ 双子を妊娠した場合は、マタニティ応援金として 10 万円を受け取ることができますか。

ⓐ マタニティ応援金については、多胎妊娠の場合も 5 万円の支給となります。
なお、出産後に支給する子育て応援金は、5 万円×生まれた子どもの人数の支給となります。

❓ 流産・死産の場合は、マタニティ応援金の支給を受けることはできますか。

ⓐ 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、マタニティ応援金の対象となります。

❓ DV などにより、やむを得ず、住民票を元の住所地から異動させずに別の市町村に避難している場合、住民票のある市町村又は避難先の市町村のどちらへ出産応援金の申請をすればいいですか。

ⓐ 避難先の市町村で面談を受けた場合は、面談を受けた市町村に申請することができます。